

北海道告示第11374号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年11月10日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2949号	副産動物質肥料	フィッシュソリュブルリキッド	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制約事項は公定規格のとおり	株式会社ジヤパンバイオフィーム	長野県伊那市美篤1112番地	令和6年11月30日